

箕 面 市 立 西 南 図 書 館
清 掃 業 務 委 託 仕 様 書

清掃業務委託

本仕様書は、箕面市立西南図書館（以下「図書館」という。）及び当該敷地内の清掃業務の概要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下、「甲」という。）が美観上または、建物管理上必要と認めた作業は、受託者（以下、「乙」という。）は実施しなければならない。

1. 業務期間

契約期間と同じ

2. 履行場所

西南図書館及び当該敷地内

3. 従事者

(1) 現場責任者

乙は、現場責任者をおき、現場責任者は、清掃従事者を管理し、業務指揮監督、人事管理並びに図書館との連絡を行い、清掃業務の完全遂行に従事する。

(2) 清掃業務従事者

一般日常業務に従事する。清掃業務の完全遂行に必要なかつ十分な人数で従事する。

4. 就業時間

(1) 午前8時から午後4時まで常駐とする。休息時間は、労働基準法及び関連法令に基づいて、設けなければならない。

(2) 清掃休業日は、毎月曜日（国民の祝日・休日を除く）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

(3) 繁忙時または、緊急時に甲の要請があれば、甲・乙協議の上、業務に従事するものとする。

5. 業務内容

(1) 日常清掃は、毎日実施する。

(2) 定期清掃は、利用者に十分注意を払い、甲と協議の上、日時を設定し実施するものとする。

(3) 清掃業務は、別紙の清掃作業基準表により、その区域は、図書館建物外部のうち、緑地部分を除き、別図のとおりとする。

(4) プレイロット等の清掃は、毎日1回実施すること。その他の植樹帯の清掃日については、甲と協議の上、決定するものとし、清掃にあたっては、ゴミを疎漏なく集め、指定箇所に運搬し、燃性ゴミと不燃性ゴミに分別を行い、指定方法により、処理すること。また、植樹帯の落葉、落枝等は、そのまま堆積させて、土に還元させるよう努めること。

- (5) 植栽作業
毎日植栽への散水を適宜実施する。(約 200 m²)
- (6) 清掃作業基準表のほかは、甲・乙協議の上、契約金額の範囲内で、実施するものとする。
- (7) 清掃業務において、発火性・引火性危険物を使用するとき、または、図書館に影響のある場合は、事前に甲に届けて承認を得なければならない。
- (8) 清掃業務に細心の注意を払い、図書館の建物、物品等に損害を与えないよう努めること。万一損害を与えた場合は、直ちに甲に連絡し、その指示に従わねばならない。
- (9) 現場責任者が不在のときに、代行者を定め、あらかじめ甲に届けるものとする。
- (10) 現場責任者は、日常清掃は毎日、定期業務は実施日に、業務日報に必要事項を漏れなく記入し、甲に報告するものとする。
- (11) 月間及び年間における業務予定表を作成し、甲の承認を受けること。

6. 経費の負担

- (1) 清掃業務に要する器具及び消耗品（トイレットペーパー・液体石鹼・ワックス・市指定ゴミ袋・トイレ芳香剤等）及び使用機器・道具（掃除機・ダストモップ・毛ブラシ等）は、乙の負担とする。なお、清掃機具及び使用材料は、作業内容・建築材料に適したものでなければならない。
- (2) 清掃業務に必要な電気・ガス・水道及び清掃業務従事者控室は、甲が無償で使用させるものとする。

7. その他

- (1) 清掃業務従事者の作業服は、乙が貸与し、従事者はそれを業務中は必ず着用しなければならない。
- (2) 清掃業務に発生した事故は、一切、乙の負担とする。
- (3) 図書館における秘密は勿論のこと、業務上知り得た事柄は、一切外部に漏らしてはならない。清掃業務従事者の退職後にあっても同様とする。
- (4) 清掃業務従事者に配置転換の必要が生じたときは、業務処理能力の低下がない範囲で行うものとし、かつ、あらかじめ甲の承認を得ること。
- (5) この仕様書に記載のないものについては、甲・乙協議のうえ、別に定めるものとする。

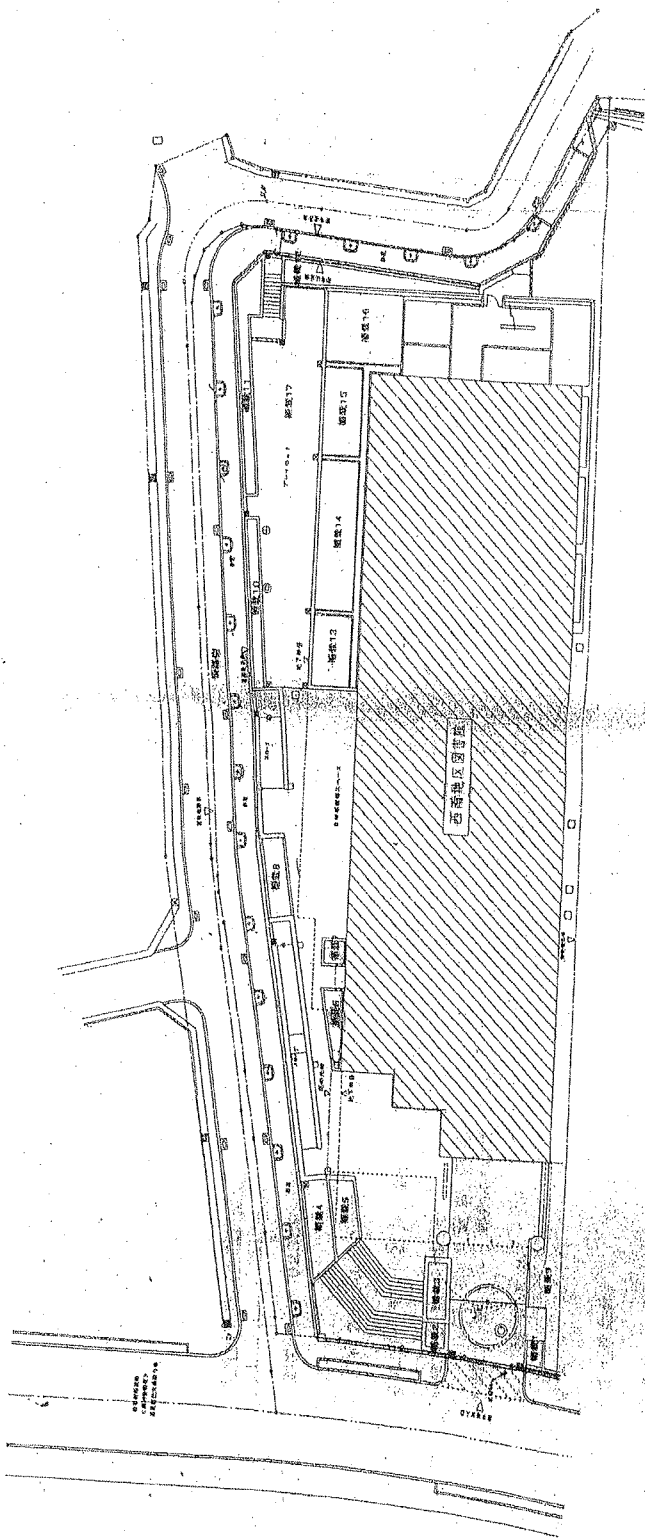
別紙

おおむね第一月曜日実施

No.	作業項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	床洗浄	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	ワックス清掃	4回/年		○			○			○				○
3	ドライメンテ	8回/年	○		○	○		○			○	○	○	○
4	ジュータンクリーニング	3回/年	○				○					○	○	○
5	ガラス清掃	3回/年			○				○					○
6	照明器具清掃	1回/年										○		○
7	ロールスクリーン清掃	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	壁天井煤払い・空調吹出口清掃	2回/年					○						○	
9	駐車場洗浄等	2回/年				○								○

留意点

ビニル床タイル・長尺ビニル床シート	備品等を移動させ、表面の汚れを除去した後、樹脂ワックスを塗布すること。
タイルカーペット	備品等を移動させ、掃除機等により織目のほこりを除去した後、スチーム洗浄を行い、スライパーまたは掃除機で毛並みを揃えること。
磁器質タイル	洗剤、ブラシまたはポリッシャーを用い、目地の汚れ、付着物を落とすこと。
エポキシ樹脂系塗	モップにより水拭きを行うこと。
フローリング	備品等を移動させ、表面の汚れを除去した後、樹脂ワックスを塗布すること。
窓ガラス	雨天の日を避け、屋間に両面磨き作業を行うこと。作業にあたっては、執務車の妨げにならないように注意するとともに、労働安全衛生規則を守り、作業員の安全に万全を期すこと。
照明器具	洗剤液を用いて、蛍光管、反射板等をぞうきんで拭くこと。2人一組となって、作業を能率的かつ安全に行うこと。
ブラインド・ロールスクリーン	スラット等を傷めないよう注意すること。
空調吹き出し・吸い込み口	吹き出し口、吸い込み口のガラリ、金網等を取り外し、洗剤液で新井、取り外しができないものはぞうきんを用いて拭くこと。
グリストラップ	内部の汚れ、異物を除去し、衛生害虫等が発生しないように清掃を行うこと。汚物は受託者の責任において処分すること。



竣工图

工程名称	工程地点	设计单位	施工单位
工程编号	工程日期	设计日期	施工日期
工程负责人	工程负责人	设计负责人	施工负责人
工程负责人	工程负责人	设计负责人	施工负责人



箕 面 市 立 西 南 図 書 館

機 械 設 備 管 理 業 務 委 託 仕 様 書

機械設備管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館（以下「図書館」という。）機械設備管理業務の概要を示すもので、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が機械設備管理上必要と認めた作業は、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

1. 業務期間

契約期間と同じ

2. 履行場所 箕面市立西南図書館 箕面市半町4-6-39

3. 業務内容

乙は図書館の以下の各業務を遂行するための必要人員を随時派遣するものとする。

機械設備管理業務

○本仕様書で規定する保守は、障害発生防止のための定期保守と、障害が発生した場合、修理のための緊急修理を含むものとする。

・定期保守

予防保守を目的とした点検整備を行うこと。

・緊急保守

障害発生の連絡により、速やかに技術員を派遣し、修理すること。

環境衛生管理業務

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき業務を行うこと。

○業務項目

(1) 業務員

乙は、法に定める建築物の環境衛生管理業務全般について責任を有する特定建築物環境衛生管理技術者を選任し、監督官庁への届出を行うこと。

(2) 自家発電設備保守点検業務

消防法第17条の3の3および電気事業法第39条第1項に基づき年2回の消防設備点検を実施し、その内1回、エアフィルターの清掃、エンジンオイルの交換を行う。この点検は、実際に発電機を作動させて実施するものとする。また、蓄電池についても電圧測定、バッテリー液の補充など点検の対象とする。

この際に消耗する重油は、委託料に含まない。

あわせて、1年に1回、自家発電機機の負荷点検を実施する。

(3) 氷蓄熱エアコン及びガスヒートポンプエアコンの保守点検業務（別紙）

（室外機を除く、氷蓄熱エアコンは蓄熱槽も除く）

冷暖房前の年2回、次の内容で保守点検を実施する。

①各部温度測定、吹き出し温度の確認

②運転状態の良否判定、ドレーンチェック

③フィルター清掃（年2回、使用開始前後に実施）

* フィルターはすべて水洗い清掃する。

④メーカーの仕様書により、メンテナンス作業を実施すること。

(4) 送排風機類の保守点検業務

○別紙対象箇所について定期整備は年1回とし、その他故障等により、必要があれば甲の指示に従う。

据付状態の点検 電気系統点検 送風機点検及び清掃(年2回)
 運転調整・データ採取

(5) 空調換気扇(全熱交換機)保守点検業務

○別紙対象箇所について定期整備は下記の回数とし、その他故障等により、必要があれば甲の指示に従う。

熱交換素子の清掃(年1回)
 加湿用給水管の水抜き(夏季1回)
 据付状態の点検(年2回)
 運転確認(年2回)
 フィルターの清掃(年1回) *フィルターはすべて水洗い清掃する。

(6) ポンプ保守点検業務

川本製作所 湧水ポンプ6台、雑排水ポンプ4台

○下記定期整備は年1回とし、その他故障等により、必要があれば甲の指示に従う。

・据付状態の点検・電気系統点検・カップリング点検・計器類点検
 ・弁類点検・軸封部点検・軸受け部点検・運転調整・データ採取

(7) 空気環境測定業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条で定める建築物環境衛生管理基準に従い、室内環境の良否を判定するため年6回、室内の温度、相対湿度、炭酸ガス、一酸化炭素、浮遊粉塵、気流について、計測器を用いて測定を実施する。測定ポイント9箇所・1日2回

(8) 雑排水槽洗浄及び雑排水管・汚水管洗浄、通管業務並びに湧水槽清掃業務

別紙対象箇所について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の2第2項、厚生労働省告示「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」第3に準じて、年2回、点検・洗浄を実施する。

(9) 防除殺虫・殺鼠業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5および事務所衛生基準規則第15条に基づき、衛生的な環境を保持するため、建物内における鼠やゴキブリなどの発生状況の調査を年2回実施し、防除・駆除するために必要な作業を随時実施する。

<作業方法>

①調査・計画

全館にわたる害虫の発生状況調査

駆除作業を施行するにあたっては、事前に調査結果書類および施行計画書を甲に提出し、承認を得るものとする。

②害虫等(鼠、ゴキブリ、ダニ、蚊など)駆除方法

使用薬剤は、厚生労働省許認可の人畜無害のものとする。

部屋の用途に従い害虫に適した方法と薬剤を用いて実施するものとする。

(食品を扱う部分、事務所等)(噴霧、煙霧、塗布、毒飼等)

駆除作業は、定期的実施するものとする。

(10) 消防設備点検業務

消防法第17条に基づき、年2回、消防設備機器の外観、機能点検を実施し、正常に作動することを確認し、年1回、所轄消防署に総合点検の結果報告をおこなう。

<点検設備>

- ①消火器設備 ②泡消火設備 ③自動火災報告設備 ④誘導灯設備
 ⑤自家発電設備(自家発電設備保守点検業務に含む) ⑥防排煙設備

<点検内容および点検方法>

1 外観点検

消防用設備等の機器の適正配置、損傷の有無、その他外観から判別できる事項を、消防用設備等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い点検、確認をおこなう。

2 機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観または簡単な操作により判別できる事項を、消防用設備等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い作動等機能について正常であるか点検、確認をおこなう。

3 総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な作動状態および表示等が正常であることを消防用設備等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い点検、確認をおこなう。

<点検の回数>

外観・機能点検業務 年1回

総合点検業務 年1回

防火対象物定期点検報告制度に基づく保守点検業務 年1回(9月末日まで)

<点検の結果報告>

消防法第8条の2の2及び第17条の3の3および消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、おこなった点検内容について、甲に報告すると共に所轄消防署への提出書類を作成し提出するものとする。

(11) 防火設備点検検査業務

建築基準法第12条第3項に基づく防火設備の検査を年1回実施し報告する。

(12) エレベーター保守点検業務

1 基(日立) 停止箇所地下1階~2階 油圧式 13人乗り

建築基準法第12条第4項に基づき、月1回の保守点検をフルメンテナンス仕様(出張費、修理工賃、近畿ブロック昇降機等検査協議会への手数料、部品・消耗品(油脂類等)代込)でおこなう。

<保守点検内容>

呼び釦・表示灯の不点や破損点検、運行状態・異音・異常振動の点検、ルーバー等への油漏れ対応、修理、消耗・故障部品の交換等安全運行に必要な保守点検。

(別紙参照)

○実施作業内容及び特約事項

- ・乙は、エレベーターを常に安全かつ良好な状態に保つために訓練された作業員及び監督技術員を派遣し補充業務にあたる。
- ・乙は、毎月1回定期的にエレベーターの点検調査及び給油等を行い、必要と認められるときは、修理または装置の取り替えを行う。
- ・乙は、定期的にエレベーター全般にわたる検査を行うほか、毎年全装置の機能試験及び官公署等の事務手続一切を行うものとする。
- ・検査または試験の結果、異常が認められるときは、速やかに修理し、または装置の取り替えを行い、常に適正なる機能保守に努めるものとする。

- ・エレベーターが故障の場合、速やかに技術員を派遣して速やかに修理すること。
- ・上記作業内容に定める修理又は、取り替えに要する費用は、全て乙が負担する。ただし、甲の不注意又は不適當な使用管理その他乙の責によらない理由によって、事故又は故障が発生した場合の復旧費については、この限りでない。
- ・エレベーターの籠の修理及び塗装工事並びに敷物取り替え工事、昇降路周壁工事各階出入り口ドア、三方枠及びしきい板等の修理又は、取り替えは実施作業内容に含まないものとする。

(13) 自動ドア保守点検業務

自動扉保守整備業務

光感型 4カ所 ①1階正面外 (DS-75D : 有効開口幅1625cm)

②1階正面内 (DS-75D : 有効開口幅1635cm)

③地下1階入り口 (DS-75D : 有効開口幅1600cm)

④1階事務室 (DS-60S) : 有効開口幅900cm)

手押し型 1カ所 ①1階身障者用トイレ (DS-60S : 有効開口幅980cm)

○下記定期整備は年4回とし、その他故障等により、必要があれば甲の指示に従う。

○契約金額には、定期整備及び故障修理費並びに消耗品、諸経費を含むものとする。

<保守点検内容>

溝のゴミ詰まり状況確認、運転状況の確認、感知装置の状態確認等をおこない定期的に油脂類の補給、消耗部品の交換等、安全性が確保できる保守点検。

○点検業務項目

- ・電動機・制御のスイッチ、リレー、リード線・電子マット
- ・操作スイッチ・その他甲が指示する事項

(14) シャッター保守点検業務

駐車場・図書館入口・管理人室・市民サービスコーナー（合計4台）のシャッター及び防火シャッター（合計5台）の点検（別紙）

- ・乙は、シャッターが常に安全かつ良好な状態で開閉されるよう、年2回保守点検作業を行う。
- ・点検の結果、異常が認められるときは速やかに修理し、または装置の取り替えを行い、常に適正なる機能保守に努めるものとする
- ・上記作業にかかる、修理又は取り替えに要する費用は全て乙が負担する。ただし、甲の不注意又は不適當な使用管理その他乙の責によらない理由によって、事故又は故障が発生した場合の復旧費については、この限りではない。

(15) 建築設備等定期検査報告

建築基準法第12条第4項に基づき、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有するものにより年1回の検査を実施し、報告する。

(16) 特殊建築物等定期検査報告

建築基準法第12条第2項に基づき、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有するものによる点検を実施し報告する。（3年に1回）（前回は令和2年12月に実施）

(17) その他

消耗品の交換（シャッターの安全装置の電池交換・水道設備機器のパッキン取替、

吹き抜け天井等、日常的に取り扱えない電球の取り替え。)

4. 保守範囲

- 点検作業計画書に定められた対象機器とする。外部機器が接続されている場合は、インターフェイスまでとする。
- 故障機器、及び故障原因が保守対象機器以外の機器と判明した場合は甲がその保守に関する技術員を手配するものとする。また、故障原因が不明なものについては関連技術員と共同で調査するものとする。

5. 保守方法

- 具体的な保守実施方法については、事前に甲と十分打ち合わせを行うこと。
- 保守の実施中は、原則として保守対象機器の使用を禁止する。

6. 保守期間

- 保守の実施、及び障害発生連絡の受付期間は原則として火曜日から日曜日までの9時から17時までとする。
- 上記時間以降、及び祝祭日についての保守の実施は特別扱いとし、障害発生連絡は翌日の受付となることもある。ただし、特に緊急の場合は連絡を受け付けること。

7. 保守上の負担区分

- 下記のは甲の負担とする。
 - ・保守に必要な電力及び水等

8. 日常管理

- 機器の円滑な稼働を図るため、甲は下記項目の日常管理を行うものとする。
 - ・設置環境の維持（温度・湿度・塵埃等）
 - ・正常な機器操作及び運用

9. その他

- 報告書の提出
 - ・保守点検終了後、20日以内に提出すること

別紙(年間業務計画)

No.	作業項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	建築物環境衛生管理技術者の選任	1回/年	○											
2	自家発電設備保守点検	2回/年		○						○				
	自家発電機器負荷点検	1回/年								○				
3	ガスヒートポンプ、水蓄熱エアコン点検(室内機)	2回/年		○						○				
4	送排風機保守点検	2回/年		○						○				
5	空調換気扇保守点検	2回/年		○						○				
6	ポンプ設備保守点検	1回/年					○							
7	空気環境測定	6回/年		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	雑排水槽、排水管洗浄・湧水槽清掃	2回/年				○	○						○	
9	防除殺虫殺鼠	2回/年			○					○				
10	消防設備点検	2回/年			○					○				
	防火対象物定期点検・報告	1回/年								○				
11	防火設備点検検査	1回/年								○				
12	エレベーター保守点検	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	自動ドア保守点検	4回/年			○			○						○
14	シャッター保守点検	2回/年					○						○	
15	建築設備定期調査・報告	1回/年									○			
16	特殊建築物定期調査・報告	1回/3年									○			

※特殊建築物定期調査・報告は令和2年度に実施につき、
次回は令和5年12月に実施すること。

別紙

(3) 氷蓄熱エアコン及びガスヒートポンプエアコン室内機一覧

氷蓄熱エアコン		ガスヒートポンプエアコン			
1	1F エントランスホール	RPI-J56K1	1	大会議室	GHCJ560HMT4
2	1F エントランスホール	RPI-J56K1	2	大会議室	
3	1F シャッター内倉庫	RPI-J28KC	3	大会議室	
4	1F 事務室1	RPI-J56K1	4	大会議室	
5	1F 事務室2	RPI-J56K1	5	大会議室	
6	1F 事務室3	RCID-J28K1	6	大会議室	
7	1F 予約コーナー	RPI-J40KC	7	大会議室	
8	1F 開架図書	RPI-J36K1	8	大会議室	
9	1F 児童図書	RPI-J40KC	9	会議室1, 2 和室	GHCJ355HMT4
10	1F 児童図書	RPI-J40KC	10	会議室1, 2 和室	
11	1F 児童図書	RPI-J40KC	11	会議室1, 2 和室	
12	1F 児童図書	RPI-J56K1	12	会議室1, 2 和室	
13	1F 児童図書	RPI-J56K1	13	会議室1, 2 和室	
14	1F 児童図書	RPI-J56K1	14	会議室1, 2 和室	
15	1F 児童図書	RPI-J56K1	15	ホール	
16	1F 開架図書	RPI-J45KC	16	ホール	
17	1F 開架図書	RPI-J45KC	17	ホール	GHCJ280HMT4
18	1F 開架図書	RPI-J45KC	18	録音室・視聴覚室	
19	1F 開架図書	RPI-J45KC	19	録音室・視聴覚室	
20	1F 開架図書	RPI-J45KC	20	録音室・視聴覚室	
21	1F 開架図書	RPI-J45KC	21	録音室・視聴覚室	
22	1F 開架図書	RPI-J45KC	22	録音室・視聴覚室	
23	1F 開架図書	RPI-J45KC	23	録音室・視聴覚室	
24	2F 読書室	RPI-J45KC	24	録音室・視聴覚室	
25	2F 読書室	RPI-J45KC	25	録音室・視聴覚室	TGNUJ140A1N
26	1F 朗読室	RPI-J28KC	26	清掃員室・印刷室	
27	1F 開架図書	RPI-J56K1	27	清掃員室・印刷室	TGNUJ140A1N
28	1F 開架図書	RPI-J56K1	28	授乳室	
29	1F 開架図書	RPI-J56K1	29	管理室	TGNUJ140A1N
30	2F 廊下2	RPI-J71K1			
31	2F 廊下2	RPI-J71K1			

別紙

(4) 送配風機類一覧

	場所	型式	点検項目			
			本体		電動機	
			振付・支持材・異音・振動	送風状態	異音・過熱・損傷	運転電流
1 B1F	倉庫室給気ファン	FO-4	○	○	○	
2 B1F	倉庫排気ファン	FE-5	○	○	○	
3 B1F	消火ポンプ室給気ファン	FO-4	○	○	○	
4 B1F	消火ポンプ室排気ファン	FE-5	○	○	○	
5 B1F	EVホール給気ファン	FO-5	○	○	○	
6 B1F	EVホール排気ファン	FE-4	○	○	○	
7 B1F	発電機用給気ファン	FO-1	○	○	○	
8 B1F	発電機用排気ファン	FE-7	○	○	○	
9 B1F	電気室給気ファン	FO-2	○	○	○	
10 B1F	電気室排気ファン	FE-2	○	○	○	
11 B1F	EV機械室給気ファン	FO-3	○	○	○	○
12 B1F	EV機械室排気ファン	FE-3	○	○	○	○
13 2F	身障者用トイレ排気ファン	FE-1	○	○	○	○
14 1F	身障者用トイレ排気ファン	FE-6	○	○	○	○

別紙

(5)空調換気扇(全熱交換機)保守点検

場所		系統	型式	場所		系統	型式
1	1F	エントランスホール	HEF- 6 FY-E 35 DTIL	11	2F	ホール	HEF- 7 FY-E 50 DTIL
2	1F	シャッター内倉庫	HEF- 1 FY-E 15 DTIL	12	2F	印刷室	HEF- 12 FY-E 25 DTIL
3	1F	事務室	HEF- 4 FY-E 35 DTIL	13	2F	清掃員室	HEF- 12 FY-E 25 DTIL
4	1F	絵本コーナー	HEF- 7 FY-E 50 DTIL	14	2F	授乳室	HEF- 12 FY-E 25 DTIL
5	1F	児童図書	HEF- 7 FY-E 50 DTIL	15	2F	大会議室	HEF- 9 FY-E 65 DTIL
6	1F	受付カウンター前	HEF- 5 FY-E 35 DTIL	16	2F	大会議室	HEF- 9 FY-E 65 DTIL
7	1F	開架図書	HEF- 7 FY-E 50 DTIL	17	2F	倉庫1	HEF- 9 FY-E 65 DTIL
8	1F	開架図書	HEF- 7 FY-E 50 DTIL	18	2F	倉庫2	HEF- 9 FY-E 65 DTIL
9	1F	開架図書	HEF- 7 FY-E 50 DTIL	19	2F	会議室1	HEF- 11 FY-E 80 DTIL
10	1F	朗読室	HEF- 1 FY-E 15 DTIL	20	2F	会議室2	HEF- 11 FY-E 80 DTIL
				21	2F	和室	HEF- 3 FY-E 25 DTIL
				22	2F	読書室	HEF- 3 FY-E 25 DTIL
				23	2F	読書室	HEF- 5 FY-E 35 DTIL
				24	2F	視聴覚室	HEF- 7 FY-E 50 DTIL
				25	2F	視聴覚室	HEF- 7 FY-E 50 DTIL
				26	2F	操作室	HEF- 2 FY-E 15 DTIL
				27	2F	録音室	HEF- 1 FY-E 15 DTIL
				28	2F	録音室	HEF- 1 FY-E 15 DTIL
				29	2F	廊下	HEF- 8 FY-E 65 DTIL

別紙

(8)雑排水槽洗浄及び雑排水管・污水管洗浄、通管業務並びに湧水槽清掃業務

箇所	槽内有効容量
雑排水槽(No.1 東)	4.0×2.5×1.2=12m ³
湧水槽(No.1 東)	6.0×2.5×1.6=24.0m ³
雑排水槽(No.2 西)	6.0×4.0×1.2=28.8m ³
湧水槽(No.2 西)	4.0×2.5×1.6=16.0m ³
湧水槽(No.3 中央)	4.0×2.5×1.6=16.0m ³
雑排水管	461m
污水管	157m
通管	154m

点検項目

マンホール	蓋が破損または腐食していないか コンクリートの壁の脱落はないか 配管の支持金具は外れていないか スカムの塊はないか
ポンプ槽内	ナイロン、石、木布等の異物がないか 電極棒(帯)に異常はないか フロートスイッチに異常はないか ポンプ運転状況 逆止弁動作は正常か
配管系統	配管が破損していないか
電気系統	正常に作動しているか

別紙

(8) 雑排水槽洗浄及び雑排水管・污水管洗浄・通管業務並びに湧水槽清掃業務

箇所	槽内有効容量
雑排水槽 (No.1 東)	4.0 × 2.5 × 1.2 = 12m ³
湧水槽 (No.1 東)	6.0 × 2.5 × 1.6 = 24.0m ³
雑排水槽 (No.2 西)	6.0 × 4.0 × 1.2 = 28.8m ³
湧水槽 (No.2 西)	4.0 × 2.5 × 1.6 = 16.0m ³
湧水槽 (No.3 中央)	4.0 × 2.5 × 1.6 = 16.0m ³
雑排水管	461m
污水管	157m
通管	154m

点検項目

マンホール	蓋が破損または腐食していないか コンクリートの壁の脱落はないか 配管の支持金具は外れていないか スカムの塊はないか
ポンプ槽内	ナイロン、石、木布等の異物がないか 電極棒(帯)に異常はないか フロートスイッチに異常はないか ポンプ運転状況 逆止弁動作は正常か
配管系統	配管が破損していないか
電気系統	正常に作動しているか

別紙

(8)雑排水槽洗浄及び雑排水管・汚水管洗浄、通管業務並びに湧水槽清掃業務

箇所	槽内有効容量
雑排水槽(No.1 東)	4.0×2.5×1.2=12㎡
湧水槽(No.1 東)	6.0×2.5×1.6=24.0㎡
雑排水槽(No.2 西)	6.0×4.0×1.2=28.8㎡
湧水槽(No.2 西)	4.0×2.5×1.6=16.0㎡
湧水槽(No.3 中央)	4.0×2.5×1.6=16.0㎡
雑排水管	461m
汚水管	157m
通管	154m

点検項目

マンホール	蓋が破損または腐食していないか コンクリートの壁の脱落はないか 配管の支持金具は外れていないか スカムの塊はないか
ポンプ槽内	ナイロン、石、木布等の異物がないか 電極棒(帯)に異常はないか フロートスイッチに異常はないか ポンプ運転状況 逆止弁動作は正常か
配管系統	配管が破損していないか
電気系統	正常に作動しているか

別紙

(10) 消防設備点検業務

1. 消火器

粉末ABC10型 地下1階10本、1階6本 2階5本 合計21本

2. 屋内消火設備

①水源

貯水槽種別 床下コンクリート

水量

水状 市水道

給水装置 ボールタップ式

水位計 電極「満水」「減水」

ポンプ式 地下駐車場内消火ポンプ室内設置 ユニット型

(株)川本製作所製 型式KTK-406X2S-C3.7

主管40A~50A

各階設置(合計10栓)

②加圧送水装置

③配管等

④屋内消火栓

3. 泡消火設備

①水源

貯水槽種別 床下コンクリート

(株)川本製作所製 型式KTY2-1006x3S-M18.5

有効水量

水状 市水道

給水装置 ボールタップ式

水位計 電極「満水」「減水」

手動コック

富士電機(株) 型式MRA7169A(160LG)

密閉型 フランジ継手

密閉型

予備水槽 100^{リットル}

②起動装置

③電動機

④ポンプ

⑤呼水装置

- ⑥配管等 100A
- ⑦泡消火薬剤 貯蔵槽 水成膜3% 400^{kg}
- ⑧泡混合装置 (株)村田製作所 型式HPPE-2000M
- ⑨泡放出口 フォームヘッド
- ⑩流水検知装置等 非常放送運動
- ⑪一斉開放弁 31個

4. 自動火災報知設備

- ①受信機 ニッタン株式会社 型式1PF3B-nYI 受第9-108号 2000年7月
- ②予備電源・非常電源 1階事務室設置 型式古河20-S103A
表示 DC-24V 3.5Ah/5HR
- ③感知器 自動切り替え トリクル充電 コネクター式

区域	差動式スポット型	定温式スポット型	煙式スポット型	発信器
地下1階電気室	18		1	1
地下1階駐車場南他	17			
地下1階駐車場北西他	17			1
地下1階駐車場北東他	17			
1階エントランスホール	8		1	1
1階児童図書・事務室他	9			1
1階開架図書	3			1
1階AVコーナー・吹き抜け	3		2	1
2階会議室・倉庫他	10		1	1
2階印刷室・和室他	9	5	5	1
2階視聴覚室・読書室	12		7	1
階段室			1	
ELVシャフト			1	
	123	5	19	9

5. 非常警報器具及び設備

- ① 操作部・複合装置 1階事務室
松下通信工業(株)WK-850A
- ② 増幅機 松下通信工業(株)WU-P52 120W
- ③ 非常電源(内蔵型) 外形:松下NCB-350
表示:DC-24V 3.5Ah 端子電圧:DC-27V
自動切り替え・トリクル充電・コネクタ一式
- ④ スピーカー設置数 地下1階16 1階17 2階24 階段2 EV1

6. 誘導灯及び誘導標識

	避難口誘導灯		室内通路灯		階段通路灯		誘導標識
	BL級	BH級	BL級	BH級	40W	20W	
地下1階	2	1		1			1
1階	3		2				
2階	6						1
東側階段						9	
西側階段					6	1	

7. 非常電源(自家発電設備) 地下1階発電機室キュービクル式 200KVA

- ① 原動機 ヤンマーディーゼル(株) 60CXL-PTA
- ② 発電機 オーハツ(株) COB-OSC-470

8. 非常電源(蓄電池設備)

- ① 蓄電池 地下1階発電設備室キュービクル式
(株)ユアコーポレーション HS-120-6E
- ② 充電装置 オーハツ CH-34

9. 防火・排煙他設備

- ① 連動制御盤 ニッタン株式会社 1PF3B-J-Y 2007年7月製
1階事務室自立型

② 予備電源 (内蔵型) 外形: 古河20-S103A

表示: DC24V 3.5Ah/5HR

自動切り替えトリクル充電コネクタ一式

	感知器		防火戸	防火シャッター	垂れ壁	手動操作箱
	煙	光電式				
地下1階防火戸	1		1			
1階防火戸	1		1			
1階防火戸	1		1			
地下1階防煙垂れ壁	3				2	2
1階防煙垂れ壁	2				1	1
1階防煙垂れ壁	6				5	5
地下1階防火シャッター	2			1		1
2階防火シャッター	4			4		4

別紙(11)エレベーター保守点検項目

No.	作業項目
かご	
1	運転状態
2	戸閉め安全装置
3	安全装置の動作確認
4	かご操作盤・表示ランプ
5	照明・ファン
6	停電灯装置
7	外部連絡装置
8	かごの戸・敷居
9	
ピット	
10	ピット内環境
11	下部リミットスイッチ
12	張り車
13	油受
14	圧力配管及び継手
15	緩衝器(バッファー)
16	ケーブル
17	
機械室	
18	室内環境
19	制御盤機器
20	電動機・ポンプ
21	パワーユニット
22	作動油
23	配管装置
24	

No.	作業項目
昇降機	
25	給油器
26	上部リミットスイッチ
27	ドアインターロック装置
28	乗場の戸・敷居
29	敷居上環境
30	安全スイッチ
31	非常ロスイッチ
32	戸の開閉機構
33	位置検出器
34	ブランジャー
35	シンダン
36	着床装置
37	主索及び端未処理
38	ガイドシュー・ローラー
39	レール・ブラケット
40	
乗場	
41	乗場ボタン・表示ランプ
42	戸の開閉状態
43	かご着床状態
44	ドア外部開放装置
45	
付加装置	
46	地震管制装置
47	停電管制装置
48	火災管制装置
49	遠隔監視装置
50	

別紙
 (13)シャッター保守点検

場所	機種	W	H	特記事項
地下1階	EGR50XC	6170mm	2700mm	内巻 右勝手 グリルシャッター200V 手動チェーン式 障害物感知装置 セコムハンクス仕様
地下1階	EGR30XC	3625mm	2560mm	文化防煙防炎シャッター 内巻 左勝手 F型スラット200V 手動チェーン式 自閉装置 自動復帰型 危害防止装置 障害物感知装置
1階	EGP12C	5000mm	2960mm	外巻 右勝手 手動チェーン式 障害物感知装置
1階	EGP12C	2120mm	2690mm	外巻き 右勝手 200V 手動チェーン式 障害物感知装置
1階	EGP12C	2770mm	2690mm	外巻き 左勝手 手動チェーン式 障害物感知装置
2階	EGR50XC	4950mm	2490mm	内巻 左勝手 F型スラット200V 手動チェーン式自動復帰型 危害防止装置 障害物感知装置
2階	EGR50XC	4950mm	2490mm	内巻 左勝手 F型スラット200V 手動チェーン式自動復帰型 危害防止装置 障害物感知装置
2階	EGR50XC	4950mm	2490mm	内巻 左勝手 F型スラット200V 手動チェーン式自動復帰型 危害防止装置 障害物感知装置
2階	EGR50XC	4950mm	2490mm	内巻 左勝手 F型スラット200V 手動チェーン式自動復帰型 危害防止装置 障害物感知装置

箕面市立西南図書館
緑化管理業務委託仕様書

緑化管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館（以下「図書館」という。）及び、当該敷地内の緑化管理業務の概要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が美観上または、建物管理上必要と認めた作業は、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

1 業務期間

契約期間と同じ

2 履行場所

西南図書館及び当該敷地内

3 業務内容

- (1) 樹木管理業務の実施場所は、別紙区域のとおりとし、受託後直ちに管理計画書を提出し、甲の承認を受けること。
- (2) 樹木の剪定は、低木については春、高木については秋に行うものとし、年1回実施する。刈り取った枝葉については、乙が責任をもって適切に運搬処理するものとする。
- (3) 薬剤散布は、年3回実施するものとし、薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及び使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分に注意し、散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて、もっとも効果的な方法で行い、散布薬剤の濃度は正確に希釈混合したものを病害虫部分を中心にむらなく散布すること。
また、人体への影響を十二分に考配慮し、作業員にはゴム手袋等をさせ、作業中には「殺虫剤散布中」の看板を立てる等万全の安全対策をとること。また、周囲の人とのトラブルを起こさないようにすること。
- (4) 施肥は芝生を含み、年1回実施するものとし、樹木の特性に応じて、最も効果が期待できる時期に所定の施肥量をもって実施すること。なお、降雨直後等には、施肥を実施してはならない。土砂の補充をその都度必要に応じて実施すること。
- (5) 芝生の刈り込みは、春季1回及び夏季2回の年3回実施、12月及び1月と3月は、刈り込みを実施しないこと。予め作業開始前に、石、ごみ

等障害物を除去し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈り込みの高さは、その都度甲と協議すること。また、刈り込み終了後は、芝面を丁寧に清掃し、刈り取った芝は、速やかに運搬処理すること。除草は、年3回実施すること。

4 その他

- (1) 緑化管理業務従事者の作業服は、乙の負担とする。
- (2) 緑化管理業務に発生した事故は、一切乙の負担とする。
- (3) 作業中は、図書館利用者等の妨げにならないよう注意すること。
- (4) この仕様書に記載のないものについては、甲・乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- (5) 業務終了後の報告書を20日以内に提出すること。

(別紙)

年間工程表

No.	業務名	月												備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	除草					○			○						○	3回/年
2	剪定		○						○							5月低木・10月高木
3	消毒		○			○			○							3回/年
4	施肥													○		1回/年

対象面積 1,396.24㎡
樹木本数 150本

箕面市立西南図書館
保安管理業務委託仕様書

電気設備保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館電気設備の保安管理業務委託内容の概要を示すものである。

電気事業法第43条第1項に定める委託者（以下、「甲」という。）の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおりに実施するものとする。

実施にあたっては、電気主任技術者の選任を含むものとする。ただし、電気保安法人への再委託も可とする。この場合、電気主任技術者の選任は必要ない。

○対象施設

箕面市立西南図書館 箕面市半町4丁目6番39号

○設備容量

350kVA、6600V

保安管理業務の細目

1. 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、受託者（以下、「乙」という。）の受託する業務に含まないものとします。

 - (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
 - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）
 - (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じたの臨時点検
2. 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとします。
3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順に実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
 - (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
 - (3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。
4. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行います。
- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
 - (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
 - (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項
5. 乙の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとします。
 - (2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとします。
 - (3) 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとします。
 - (4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとします。
 - (5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとします。

【別表】

巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月点検）

設 備	点 検 項 目	工 事 期 間 中の巡視、 点検 【週1回】	月次点検 【隔月 1回】	年次点検 【毎年1回】		
				年次点検 I	年次点検 II	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、 負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器と開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸化度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変 流器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10kVによる絶縁抵抗測定			△	○
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△

設 備		点 検 項 目	工 事 期 間 中の巡視、 点検 【週1回】	月次点検 【隔月 1回】	年次点検 【毎年1回：1月実施】	
					年次点検 I	年次点検 II
接 地 工 事	接地線、 保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービ ル式受・変電設備の金 属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による			
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
構造物等	外観点検	○	○	○	○	
非 常 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機、開閉器、配電 盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものを

いう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸化度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10キロボルトによる絶縁抵抗測定は、6キロボルトの高圧設備に対して適用する。

箕面市立西南図書館
機械警備業務委託仕様書

機械警備業務委託仕様書

1. 業務対象施設

箕面市立西南図書館（箕面市半町4丁目6番39号）

2. 業務期間

契約期間と同じ

3. 警備方法

(1) 機械警備

(2) 警備実施計画書を委託者（以下甲という）、受託者（以下乙という）協議の上決定し、乙において作成する。

4. 警備任務

(1) 火災、盗難及び不法行為の拡大防止

(2) 事故発生時における関係先への通報連絡及び、臨機措置

(3) 警備実施事項の報告

(4) その他警備に付随する事項について甲乙協議した事項

5. 警備運営上の権限

甲は、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

6. 警備担当時間

自動（火災、盗難）警報装置による警備業務を行う時間は、原則として次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、当事者間において事前に調整するものとする。

(1) 火曜日から日曜日

午後10時から翌午前9時

ただし、月曜日が国民の祝日及び休日に該当する場合はこれを含む。

(2) 月曜日

終日

ただし、月曜日が国民の祝日及び休日に該当する場合はこれを除く。

7. 警備機械と運営組織

I. 警備装置

(1) 乙は、警備対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部（集中監視センター）へ自動的に通報する機能を有する警備装置を設置する。

(2) 甲及び乙は、警備装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。

(3) 乙は、警備期間中に警報装置作動不能となった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

II. 警備本部警備責任期間中、警備受信装置を間断なく監視するとともに常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図る。

Ⅲ. 巡回警備員

- (1) 巡回警備員は常に警備本部と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。
- (2) 警備担当員が、勤務中突発の傷害あるいは疾病により勤務を完全に履行しえないときは、乙は遅滞なく、その代替要員を派遣するものとする。

8. 警備事項

I. 自動警備装置による警備開始

- (1) 甲の最終退出者は、防火防犯その他の事故防止上必要な措置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
- (2) 次に最終退出者は特に定めた退出口を施錠したキーボックス及び回路を確認し、警備を開始する。
- (3) 乙の集中監視センターにおける取扱
甲の最終退出者のキーボックス操作により、自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。

II. 前項装置による警備終了時における取扱

- 甲の最初の入館者のキーボックス操作により、自動的に表示される解除の信号を確認し、警備を終了する。

Ⅲ. 警備実施時間中甲の入室

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ下記の要領にて行う。

- (1) この届出の緊急連絡者は、乙に対して警備中断の申し入れをなし、キーボックス操作した後、甲の責任において処理するものとする。
- (2) 前号に引き続き乙の警備本部へ電話により甲の氏名、所属、用件を告げ、乙の確認を受けるものとする。
- (3) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

9. 異常発生時における乙の措置

- (1) 警報装置により、甲の施設に異常事態が発生したことに感知したときは、乙の緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、本部管制室へその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

10. 報告書の提出

(1) 報告書の提出

甲は施設管理運営上必要時に、乙に対して施設内の秩序保持等に関する報告書の提出を求められることができること。

(2) 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、前項とは別に事故報告書を甲に速やかに提出する。

11. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵を、甲・乙相互に預託し、それぞれが厳重な取扱と保管をなすものとする。

12. 警報装置の保守点検

甲の警備対象に設置された警報装置の機能については、乙は定期的に保守点検を行うものとする。

1 3. 甲の緊急連絡先名簿の提出

- (1) 甲は乙に対してあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更ある時は遅滞なくその都度文書をもって通知する。

1 4. その他

この仕様書に定めない警備上必要な事項は、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

別紙(施設概要)

- ・構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階
- ・敷地面積 2,569.68㎡
- ・建築面積 1,173.74㎡
- ・延床面積 3,380.07㎡

階別	室名	面積(㎡)	収容人数(人)
2階	大会議室	166.75	90
	会議室1	52.56	24
	会議室2	52.56	30
	和室・踏込	73.15	和室1…18 和室2…12
	授乳室	16.01	
	読書室	52.56	
	視聴覚室	104.99	
	操作室	18.86	
	トイレ	49.98	
	ホール・廊下	221.03	
	録音室	29.67	
	倉庫・階段・湯沸室他	157.76	
小計		995.88	
1階	閲覧室(児童・一般コーナー)	611.62	
	エントランスホール・廊下	90.87	
	対面朗読室	11.47	
	旧市民サービスコーナー部分	16.30	
	事務室	73.54	
	トイレ	40.08	
	風除室、階段、EV他	105.41	
小計		949.29	
地下1階	駐車場・車路	1,126.08	
	自家発電室	46.55	
	電気室	92.66	
	倉庫、階段、EV他	169.61	
小計		1,434.90	
合計		3,380.07	

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

駐 車 場 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 仕 様 書

駐車場機器保守業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館の駐車場機器保守業務の委託内容を示すものである。

- 1 委託場所
箕面市立西南図書館（箕面市半町4丁目6番39号）
- 2 業務期間
契約期間と同じ
- 3 対象設備
駐車場機器（日本信号）

（明細）

機器名	型式	数量	設置場所
駐車券発行機	EL2580C	1台	駐車場
自動料金精算機	EL2585F	1台	駐車場
カーゲート	EL5622E	2台	駐車場
サービスエンコーダー	EL2731B	1台	閲覧室他
在庫管理盤		1台	事務室

- 4 業務内容
 - （1）清掃、注油及び一般調整
 - （2）異常有無の点検
 - （3）必要な部品の性能試験
 - （4）摩耗部品の修復、部品交換及び調整
 - （5）障害の修復
- 5 業務時間
施設管理者、業務委託事業者の双方協議の上決定する。
- 6 保守方法
 - （1）定期保守
年3回（4月、8月、12月）

(2) 緊急保守

機器に不具合が発生した時には受託者は早急に対応するものとする。結果、修理・交換が必要な場合は委託者の承認を得て実施するものとする。

修理・交換に日数を要する場合、受託者は代替品等を用いて速やかに復旧し、通常使用を可能にする事とする。

7 業務報告

業務受託事業者は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、施設管理者の承認を得ることとする。

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

中央監視盤・自動制御装置
保守点検業務委託仕様書

中央監視盤・自動制御装置保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館の中央監視盤・自動制御装置保守点検業務の委託内容を示すものである。

- 1 委託場所
箕面市立西南図書館（箕面市半町4丁目6番39号）
- 2 業務期間
委託契約書と同じ
- 3 対象設備
中央監視装置

（明細）

No	系統名	機器名	型式	数量
1	セントラルシステム部	オペレーション・ターミナル	MIT	1台
		無停電電源装置	UPS	1台
2	ローカルシステム部	ネットワークエンジン	SNE	1台
3	管理ポイント点検	発停		8p
		状態		29p
		警報		60p
		計測		17p
		積算		1p

- 4 業務内容
別紙のとおり
- 5 業務時間
施設管理者、業務委託事業者の双方協議の上決定する。

6 保守方法

(1) 定期保守

年1回(11月)

(2) 緊急保守

中央監視装置等、機器に不具合が発生した時には受託者は早急に対応するものとする。結果、修理・交換が必要な場合は委託者の承認を得て実施するものとする。

修理・交換に日数を要する場合、受託者は代替品等を用いて運転・監視を速やかに復旧し、通常使用を可能にする事とする。

7 業務報告

業務受託事業者は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、施設管理者の承認を得ることとする。

8 その他

中央監視装置については遠隔監視を行い、受託者は平日日中に於いて不具合発生時には、委託者に確認をとり対応するものとする。

別紙

機器及び装置	点検項目
セントラルシステム部	<ul style="list-style-type: none"> ・筐体確認(発熱・塵埃・変形・破損等の有無確認) ・設置環境の確認(塵埃の発生、高温多湿環境ではないか、直射日光の照射、外気に直接触れていないか) ・設置状況の確認(緩み、ガタツキ等) ・筐体の清掃 ・配線状況の確認(ケーブルの緩み・損傷・踏み付け・緊張等の有無確認、コネクタ破損、心線露出の有無の確認) ・エラーログの確認 ・バックアップデータまたはHDDのバックアップイメージの取得 ・電源電圧の確認 ・HDD残記憶容量確認
ローカルシステム部	<ul style="list-style-type: none"> ・機能点検 ・データベースバックアップ ・簡易清掃 ・電源電圧の確認
管理ポイント点検 *1	<ul style="list-style-type: none"> ・発停点(機器及び装置の発停を中央より実施) ・状態点(入力モジュールから模擬信号入力を実施) ・警報点(入力モジュールから模擬信号入力を実施) ・計測点(中央表示値と検出点実測値を比較) ・積算点(中央表示値とメータ値を比較)

※ 中央監視装置、空調自動制御装置保守点検には正規ツールを使用し適正な点検を行うものとする。

点検時に中央監視装置内ソフトウェアの整理、不要なデータの削除を行った後、バックアップを作成し報告書と共に提出する。

*1 運用に支障がでるポイントの点検に関しては、調整の上可能な範囲で実施する。

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

電話交換機保守点検業務委託仕様書

電話交換機保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館の電話交換機保守点検業務の委託内容を示すものである。

- 1 委託場所
箕面市立西南図書館（箕面市半町4丁目6番39号）
- 2 委託期間
契約期間と同じ
- 3 対象設備及び業務内容
別紙のとおり
- 4 業務時間
施設管理者、業務委託事業者の双方で協議の上、決定する。
- 5 保守方法
 - (1) 定期点検
年1回（10月）
 - (2) 臨時点検
施設管理者より故障発生連絡を受けた場合、受託者は早急に対応するものとする。結果、修理・交換が必要な場合は、契約内において施設管理者の承認を得て実施し、速やかに復旧し通常使用を可能にすることとする。
- 6 業務報告
業務受託事業者は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、施設管理者の承認を得ることとする。

別紙

交換機器種名	ET-Si/LA (HITACHI)	
機器名	点検項目	
交換機	外観	機器材の変形、損傷、汚れ、発錆
		転倒防止
		環境条件
		清掃
	各トーン送出試験	
	外線回路発信補足接続試験	
	内線回路発信補足接続試験	
	各種機能接続試験	
	ソフト点検	運転ファイルの管理
電源装置	外観	機器材の変形、損傷、汚れ、発錆
		転倒防止
		環境条件
		清掃
	常用電源	
回線に関するMDF・IDF	外観チェック	
	各端子点検	
	屋内配線点検	
電話機	外観チェック	
	各種機能試験	
	機器配線点検	

設備概要	
收容局線(アナログ)	(現用2/実装24)
多機能内線	(現用5/実装8)
単機能内線	(現用21/実装24)
※内線は、モジュラー止めなど内線化しているものは全て含む(尚、通線のみは含まない)	

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

空 調 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 仕 様 書

空調設備（氷蓄熱エアコン及び蓄熱槽）保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館の氷蓄熱エアコン及び蓄熱槽保守点検業務の委託内容を示すものである。

1 委託場所

箕面市立西南図書館（箕面市半町4丁目6番39号）

2 業務期間

契約期間と同じ

3 対象設備

室外機及び蓄熱槽

（明細）

室外機：RSA-J280FSHT2型（3台）

室外機：RSA-J355FSHT2型（1台）※●

蓄熱槽：RT-J280TW型（3台）

蓄熱槽：RT-J450TW型（1台）

4 業務内容

別紙のとおり

5 業務時間

施設管理者、業務委託事業者の双方協議の上決定する。

6 保守方法

（1）定期点検

年2回（別紙のとおり）

（2）臨時点検

施設管理者より故障発生連絡を受けた場合、受託者は早急に対応するものとする。結果、修理・交換が必要な場合は、契約内において施設管理者の承認を得て実施し、速やかに復旧し通常使用を可能にすることとする。

7 業務報告

業務委託事業者は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、施設管理者の承認を得ることとする。

特記事項

- ・ ※●の室外機（圧縮機出力が7.5kW以上の機器）については、接続する室内機と併せて、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行うこと。
- ・ 上記定期点検は、法定のとおり3年に1回点検すること。（前回は令和2年度に実施）
- ・ 点検実施者は、専門点検の方法について十分な知見を有する者とする。
- ・ 法令の要件を満たす点検記録簿を作成し提出すること。

別紙

パッケージエアコン		月											
点検内容		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
室外機													
1	騒音・振動点検		○						○				
2	防振ゴム・据付ボルト点検		○						○				
3	各部端子ゆるみ・増し締め点検		○						○				
4	オイルヒータ点検		○						○				
5	冷媒・オイル漏れ点検		○						○				
6	圧縮機異音・過熱点検		○						○				
7	送風機異音・過熱点検		○						○				
8	ファンランナー破損・変形点検		○						○				
9	熱交フィン汚れ・腐食点検		○						○				
10	配管いたみ点検		○						○				
11	基板等外観点検		○						○				
12	各マグネットスイッチ点検		○						○				
13	送風機絶縁抵抗測定		○						○				
14	圧縮機絶縁抵抗測定		○						○				
15	電圧電流測定		○						○				
16	運転圧力測定		○						○				
17	冷凍サイクル配管温度測定		○						○				
18	外気温度測定		○						○				
19	吸込・吹出温度測定		○						○				
蓄熱槽													
1	外観点検		○						○				
2	水位点検		○						○				
3	フロートスイッチ点検		○						○				
4	電磁弁点検		○						○				
5	各配管点検		○						○				
6	水槽内水入替								○				
7	水質検査								○				
8	水質保全作業(薬品投入)								○				

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

ガスヒートポンプエアコン
保守点検業務委託仕様書

ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館のガスヒートポンプエアコン保守点検業務の委託内容を示すものである。

1 委託場所

箕面市立西南図書館（箕面市半町4丁目6番39号）

2 業務期間

契約書と同じ

3 対象設備

ガスヒートポンプエアコン
(明細)

GHP 型式 : TGNJ 1 4 0 A 1 N (3台)

GHP 型式 : GHCJ 2 8 0 HMT 4 (1台)

GHP 型式 : GHCJ 3 5 5 HMT 4 (1台)

GHP 型式 : GHCJ 5 6 0 HMT 4 (1台)

GHP 型式 : GHCJ 2 2 4 HMT 4 (1台)

4 業務内容

別紙のとおり

- (1) エンジン
- (2) 電装品
- (3) オイル・燃料ガス
- (4) 冷却水
- (5) 冷媒
- (6) 総合
- (7) 運転データ

5 業務時間

施設管理者、業務受託事業者の双方協議の上決定する。

6 保守方法

- (1) 定期保守

年1回（10月）に加え項目により3年ごと

別紙のとおりスポット点検または目視点検及びデータ確認を実施する。

(2) 緊急保守

施設管理者より故障発生連絡を受けた場合、受託者は早急に対応するものとする。結果、修理・交換が必要な場合は、施設管理者の承認を得て実施し、速やかに復旧し通常使用を可能にすることとする。

7 業務報告

業務受託事業者は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、施設管理者の承認を得ることとする。

特記事項

- ・別紙対象機器のうち●印の室外機（圧縮機出力が7.5kW以上の機器）については、接続する室内機と併せて、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行うこと。
- ・上記定期点検は、法定のとおり3年に1回点検すること。（前回は令和2年度に実施）
- ・点検実施者は、専門点検の方法について十分な知見を有する者とする事。
 - ・法令の要件を満たす点検記録簿を作成し提出すること。

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

電 気 設 備 (デ マ ン ド) 管 理
業 務 委 託 仕 様 書

電気設備（デマンド）監視業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館電気設備（デマンド）の監視業務委託内容の概要を示すものである。

委託者（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託するデマンド監視業務は、甲が設置する下記の事業場における電気使用量の状態を、乙が乙の設置するデマンド監視装置により常時監視するものとし、その細目は以下のとおりとする。

乙は監視業務を実施するため、乙の所有するデマンド監視装置を甲の高圧受電室内に、警報盤を甲が指定する場所に設置するものとし、甲は設置場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとする。

○対象施設

箕面市立西南図書館 箕面市半町4丁目6番39号

デマンド監視業務の細目

1. デマンド監視の内容

電気使用量の状態をデマンド監視装置により常時監視するものとし、デマンド監視装置の異常警報の対処については、甲が行うものとします。

2. 電気保安協会デマンドWebサービスの内容

甲が乙の設置するデマンド監視装置の情報（警報・監視データ）を甲の責任の元に関連、操作できるものとし、その利用規約は別紙のとおりとします。

なお、閲覧可能なデータは前日までにデマンド監視装置の情報とします。

(別紙)

電気保安協会デマンドWebサービス利用規約

電気保安協会Webサービスの取り扱いに関しては、下記のものとしします。

記

1. 乙は、デマンド監視業務から得られる監視情報やお客さまの情報を、乙及び乙が提携する事業者（以下「サービス提供者」という。）の間で共有し、次の各号にかかる目的にのみ利用するものとしします。なお、この場合乙は責任を持ってサービス提供者に乙が本契約で負っているのと同様の義務を課すものとしします。
 - (1) デマンド監視業務のサービス提供に関すること
 - (2) デマンド監視業務のサービス向上に関すること
 - (3) その他上記に付帯する事項及び乙が必要であると判断した事項

2. 甲が他の電気保安協会と同様の契約を締結している事業場があれば、甲並びに乙はその事業場の監視情報やお客さまの情報を閲覧できますが、この場合の監視情報の対処については、甲及び契約先の電気保安協会が行うものとしします。

甲は甲及び乙が閲覧できる範囲等を指定する場合は、事前に乙に申し出るものとしします。

3. 電気保安協会デマンドWebサービスにおいては、乙の運用上・技術上一時的な中断を乙が必要と判断した場合及びその他の理由でデマンド監視装置の情報が提供出来なくなった場合は、事前に連絡無く本サービスを一時的に中断する場合があります。

4. 甲は、ユーザーID・パスワード並びに情報の管理、利用に関する一切の責任を持つものとし、ID・パスワード並びに情報を利用して行われた行為の責任は、その行為が甲の行為か否かに係らず甲の責任とみなします。万一、ID並びにパスワードが第三者に漏洩してしまった場合には、ただちに乙に連絡するものとしします。また、ID・パスワード並びに情報の漏洩、盗取及び第三者の不正使用など、その他第三者から受けた損害については、乙は責任を負わないものとしします。また、甲が他の電気保安協会と同様の契約を締結している事業場がある場合で、

乙が提供したユーザーID・パスワードでその事業場の監視情報が閲覧できる場合も同様とします。

5. 甲は、ユーザーID・パスワード・情報を、第三者に譲渡もしくは売買、又は貸与したり第三者と共有等することは一切出来ません。
6. 甲は電気保安協会デマンドWebサービスを利用し、第三者の情報を取得、改変、又は設備機器等を操作したり、不正の情報を発信、流布する等、乙又は第三者に損害を与えた場合は、その責任を負うものとします。
7. 乙の故意又は重大な過失によらず、電気保安協会デマンドWebサービスのデマンド監視装置情報の提供遅延・中断、データの消失及び設備機器の操作機能不備、不全、不能等が発生しても乙は責任を負わないものとします。
8. 甲は電気保安協会デマンドWebサービスを利用するため、甲の責任と費用で必要な機器等を用意し、維持管理及び操作等をするものとします。

以上